

## 小松島市犯罪被害者等支援条例（案）に

### 関するパブリックコメントの実施結果

1. 意見募集期間 令和5年7月7日（金）～令和5年7月20日（木）
2. 閲覧場所 市ホームページ  
小松島市役所1階 人権推進課
3. 意見提出者数 1名
4. 意見の概要に対する市の考え方 下記のとおり

意見の概要	市の考え方
<p>1. 条例案が詐欺被害等の犯罪被害者を支援対象としているかどうか不明確である。</p> <p>2. 詐欺被害等の犯罪被害者の心療内科等の医療費の支出はさらに追い打ちをかけることになり経済的負担の軽減を図ることが必要である。</p> <p>3. 生活費や老後の資金の資金を無くした被害者には、無利子融資、訴訟でも支払われない場合の行政機関による損害賠償額の立て替えや被害者に代わって強制執行できる仕組みを設けることが必要である。</p>	<p>当該条例案は、対象となる犯罪の範囲を広く捉えているため、詐欺被害等の財産犯も対象としております。</p> <p>但し、基本的支援の内、「経済的負担の軽減」に関する部分につきましては、要綱により支援金の支給に関する犯罪行為を「生命や身体を害する行為」に限定しておりますので、財産犯につきましては、支援金の支給等を含め、「経済的負担の軽減」の対象とはなりません。</p> <p>なお、その他の相談、情報提供等の基本的支援については、対象になると考えております。</p>